

第1回東京都農林水産業・地域の活力創造協議会 議事要旨

日時：平成25年9月3日（火曜日） 午後3時30分～午後4時40分

場所：都庁第一本庁舎25階 104会議室

○冒頭、津国農林水産部長から挨拶。

○出席者の紹介

○関東農政局岩男企画調整室長より、資料2に基づき全国農林水産業・地域の活力創造協議会の検討状況について説明。

○その後の意見交換における参加者からの主な発言内容は、以下のとおり。

（東京都農業協同組合中央会 矢島営農農政部長）

全国、他県と東京では大きく実態が違うため、ひとかたまりで議論すべきでない部分がある。平成23年の東京の耕地面積は約7,600haであり、市街化区域内農地の割合が他県と比べて非常に多い。市街化区域内農地の中の生産緑地が約3,400ha。平成21年度の税制改正で、市街化区域以外の農地については、相続税納税猶予制度適用農地の貸借が認められたが、市街化区域内農地については認められなかった。そのような中で東京においては、農地の貸借が現在できないところが非常に多くなった。

そういったことで様々な問題が生じている。例えば企業的農業、農業法人化を目指す人たちがこのハードルがあってもなかなか借りることもできない。こういったことがあるので、競争力、所得倍増といっても法律制度があっても国からの税制があるので損得が発生し、農地が減少する。

官邸のほうに声をつなげていただくのであれば、こういった事例もあるので、まず、法律制度の整備を是非お願いしたい。

（関東農政局 岩男企画調整室長）

都市農業振興という検討課題が入ったということは、東京都や神奈川県が一生懸命やっていることについても、もう一回整理をしながら官邸に物言っていく機会ができたという前向きに理解している。

税制の関係は非常に難しいものがあると思うが、一つ一つやっていくことではないかと思っている。来年の税制改正要求で都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の相続税納税猶予等の継続措置の拡充が盛り込まれてはいたはず、一つ一つやっていくことだと思っている。

（東京都農業協同組合中央会 矢島営農農政部長）

農水省と国交省が連携されるようお願いする。

(東京都森林組合連合会 植竹専務理事)

林野の課題として資料では、供給体制が不十分とあり、供給側のそういった努力が足りないとしている。しかし問題となっているのは木材価格の低迷。東京の原木市場である多摩木材センターに行ったが、直径が 16 から 18 センチ、1 立方だと 8 本ぐらいになるが、それが 8000 円から 9000 円、ヒノキも 1 万 2000 円程度。こういった価格では林業経営者は何のメリットもないというか動機づけにもならない。

林野庁は現在、間伐で木材供給をしようということだが、間伐は何回かやれば木がなくなってしまう。植えて、使って、間伐して、そういう木の循環が必要。やはり長い目を見て、木をつくるには 50 年 100 年とか昔から言われているが、そういった観点を入れていただきたい。

東京は島を除くと 5 万 2000ha ぐらいしかなく、全国で一番面積が小さい。一方、非常に傾斜が急である。また、60%が人工林。林野庁は色々な補助制度を全国一律でやっているが、そうしたことも勘案して、その地域に即した対応、政策の展開をお願いしたい。

(関東農政局 岩男企画調整室長)

頂いたご意見をしっかりと資料に反映できるように今後努力する。

(東京都農業会議 北沢事務局次長)

認定農業者について、全国で 24 万人、東京都も一生懸命やる農業者が計画を出して、法律に従って農業経営をやっている方が 1550 人ほどいて、私の試算では、都内の認定農業者になり得る人のほぼ 9 割がなっているかと。次の段階は、国も東京都も含めてその計画の達成に対してどうやって支援していただくか。

お願いは、色々な国の政策間で整合性を取っていただきたい。例えば、認定農業者は法律に従って認定された人だが、人・農地プランの対象になる人は認定農業者以外の人も含まれ、事業の要綱で実施されている。現地では、屋上屋のような形も出ている。法律で認定された優先順位というのがあるのではないかと思うので、きちんと整理しながらやっていただきたい。また、今後、国の政策や計画をすすめる際には、作る前に市町村の方々に説明や相談をされながら進めると、色々な良い案を提案することもできるので、より良い制度になるのではないか。

東京の市街化区域内の認定農業者は規模拡大というよりも、計画の内容で色々なバラエティーに富んでやっている。その色々な経営形態を是非農水省、農政局の方々に見ていただきたい。

(関東農政局 岩男企画調整室長)

認定農業者は法制度。一方で人・農地プランの中心経営体については法制度ではないところ。この点については、今回の基盤強化法の改正において、人・農地プランが法律に位

置付けられると聞いているので、認定農業者との整合性が取れるのではないかと考えている。

頂いた意見をしっかりと受け止め、制度を皆様方にご説明できるようにするので今後ともよろしく願います。

(東京都 武田安全安心・地産地消推進担当部長)

現在の日本の農政はいわゆる大規模化を狙っており、生産法人や企業のための農業というものが見込まれている。そうすると農家の個々の顔が見えづらいという課題があるが、生産法人、集落営農などは生命産業として、雇用、創造ができるということでは非常にいいところだと思っている。

一方都市農業については、都市住民をターゲットにして農産物を生産し、農地の多面的機能を活かしながら個々の農家が経営を多角化していくという方向に進んでいる。これには都市農業の生い立ち、住宅が迫ってきたという問題もあるが、現在、農業・農地というものは非常に大切だということ農水省の検討会でも、国交省の審議会でも言われているので、都市農業にも施策を拡げていただきたい。

税制の問題は切っても切れない話であり、これについて財務省にきちんと、こういう方向で都市農業を進めていくのだから相続税について何とかしてくれ、というような形で言っていただきたい。国交省と農水省だけの間のやり取りではもうどうにもならないのが現状だと思っている。方法は色々あると思う。例えば相続税を物納にし、納められた農地を中間管理機構で都市住民に貸し出して市民農園などに使っていくとか、そういった仕組みをつくっていかないと立ち行かなくなってしまう。

次に、都市計画との調整をきちんとやっていただきたい。市街化区域ばかりでなく、東京の農業振興地域では、高速道路のインターなどができたりすると、その周辺は商業地域にしたいというのが地方自治体の考え方にはある。しかし、国交省の中間報告では今後人口が減少して都市インフラの整備というものがそこまで必要なのかということも出ている。土地の利用というものについて農水省と国交省で考えていただきたい。現在、きちんと整備されている農地はもう転用ができないというところまで進んでも、私はかまわないと考えている。

東京には島しょ地域があり、島しょ地域も農業、水産業で生きている。水産業については、日本の200海里の38%という広大な面積を持っているが、非常に零細である。ただし、漁場は非常に良く、東京の水産業者ばかりでなく、他県や外国からも入ってきている。水産資源の確保のためには、漁獲量について各県や各国との調整をきちんとしていただきたい。今後、水産資源が枯渇していくといった状況が起こるので、国の仕切り、指導をお願いしないと島の水産業等が衰退してってしまうという状況である。

島しょ農業については、島では効率性というよりも生業になっており、島しょ地域の補助事業については、あまり効率性とかを前面に出されると何もできなくなってしまうとい

う状況もある。島しょ地域のような特殊な地域については、ある程度定住や基盤整備などの視点で、農水省にもまた補助事業を作っていたきたい。

最後に森林については、やはり現在の価格ではどうしようもならない状況は起きている。東京都では花粉発生源対策という形で今あるスギ林、ヒノキ林を切り、材にして売り出し、また補植してという森林循環の取組を行っている。やはり主伐についても補助をしていかないとどうしようもならない状況である。林野庁は間伐等についてはいろいろ補助事業をつくっていただいているが、現在の木材価格の状況を踏まえて主伐事業にも一歩踏み込んで、森林の循環という 100 年後を見た施策のためにも主伐事業の補助というものを作っていただけると林業者も非常に心強いと考える。

○最後に、津国農林水産部長からの挨拶後、閉会。

以上